

「中山間地域における喫緊の課題をめぐる情勢と
対策の方向について」取りまとめ(案)

平成19年11月19日

中山間地域等総合対策検討会

目 次

	(頁)
はじめに	1
中山間地域の現状	
1 中山間地域の重要性	2
2 農業生産の状況	2
3 高齢化の進行	3
中山間地域において顕在化している課題と対策の必要性	
1 限界的集落の増加	3
(1) 農業集落の動向	4
(2) 中山間地域等直接支払制度の非継続協定の状況	4
(3) 限界的集落支援の必要性及び緊急性	4
(4) 限界的集落問題をめぐる各種の動向	5
(5) 支援のイメージ	6
(6) 主な意見	6
2 耕作放棄地の増加	
(1) 耕作放棄地をめぐる状況	7
(2) 耕作放棄の発生の要因	7
(3) 中山間地域等直接支払制度の対象となる小規模農用地の基準	7
(4) 「営農上の一体性」を有する一団の農用地の運用状況	8
(5) 地方公共団体の要望	8
(6) 運用改善のイメージ	8
(7) 主な意見	8
3 自然災害の頻発	
(1) 近年の発生状況	9
(2) 中山間地域の災害の状況	9
(3) 災害支援の必要性	9
(4) 支援のイメージ	9
(5) 主な意見	10
まとめ	10

はじめに

今、我が国は、経済社会全般にわたる構造改革を進める中で、格差といわれる様々な問題が生じ、過疎化・高齢化の著しい農村地域においては、都市部との地域間格差の顕在化などが難題となっている。とりわけ、中山間地域等の条件不利地域において⁵は、集落機能の低下により将来的な存続が危惧される集落の存在や鳥獣害の頻発、担い手不足による耕作放棄地の増大などにより困難な課題に直面している。

このような状況下において、農林水産省は、平成20年度予算の概算要求において、地域活性化のための緊急対策として、中山間地域等直接支払制度を活用した新たな緊急支援策を打ち出した。¹⁰

具体的には、(1) 限界的集落への支援、(2) 耕作放棄の発生を防止するための支援、(3) 災害防止のための取組への支援の創設である。

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続されるよう農業生産条件の不利を補正するための支援として、平成12年に創設された。¹⁵

また、平成17年からは、新たな対策として多面的機能の維持・増進を一層図るため、生産性の向上や集落営農化のための活動など、各集落の将来に向けた自立的かつ継続的な農業生産活動ができるような積極的な取組を促す仕組みに改善したところである。²⁰

一方、本制度の効果的かつ円滑な実施のためには、広く国民の理解を得ながら進めるとともに、施策の効果の検証を行うことが重要であるとの観点から、平成11年に中立的な第三者機関として当検討会（農村振興局長により招集）が設置され、これまでに、前期対策及び現行対策の創設に当たっての制度内容の検討や制度の評価・検証について、中立的な立場から意見を述べてきたところである。²⁵

しかしながら、今般の拡充については、対策期間中に実施しようとするものであって、これまで前例がない。³⁰

このため、本検討会においては、以下のような論点に立ち、検討会としての意見をとりまとめることとした。

(1) 近年の中山間地域をめぐる情勢に鑑み、今回の要求内容は緊急的に対応する必要があるのか。³⁵

限界的集落への支援及び営農上の一体性の要件については、前期対策の検証の際に論点として明確に挙げられているが、現時点において緊急的な対応が必要か。

また、災害防止のための取組への支援については、前期対策の検証の際に明確な論点とされていなかったが、近年大きな自然災害が頻発する中、併せて緊急的な対応が必要か。⁴⁰

現在中間年評価の実施中という状況下にあるところ、中間年評価の結果が明らかになる前に対応すべき緊急性があるか。

(2) 緊急的な対応を要する場合、本制度の趣旨や基本的な考え方に照らし、本制度の拡充としての対応が適当か。⁴⁵

本検討会は、本年9月以降、これまでに○回にわたって、これら課題について各委

員の熱心な議論をいただいたところである。
以下は、検討結果を取りまとめたものである。

中山間地域の現状

【要旨】

中山間地域は、我が国農業・農村において重要な位置を占めているが、農業生産条件の格差、高齢化の進行や耕作放棄地の増加などによって依然として厳しい状況にあり、その状況は今後一層深刻化するものと予測される。

1 中山間地域の重要性

中山間地域は、河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動による国土の保全、水源かん養等の多面的機能の発揮を通じ、下流域の都市住民等の生活基盤を守る重要な役割を果たすとともに、景観を形成し、豊かな伝統文化や自然生態系を保全し、都市住民に対して保健休養の場を提供する等の多様な機能を有している。

平成17年でみても、引き続き、総面積の約6割、耕地面積、総農家数及び農業産出額の約4割を占めるなど我が国の農業・農村の中でこれまでと同様に重要な位置を占めている。

農林統計データは、旧市区町村単位（農林業センサス、農業経営統計等）と新市町村単位（耕地面積統計、農業産出額等）で区分され、それぞれ「農林統計に用いる地域区分」（都市的、平地農業、中間農業、山間農業）ごとに提供されているが、新市町村単位で提供されているデータについては、平成16から18年の間に市町村合併が進展したことによる地域区分の変更によって、平成12年と17年を単純に比較できないことに留意する必要がある。

2 農業生産の状況

(1) 経営規模

中山間地域では、傾斜地が多くまとまった耕地が少ないことから、土地利用型農業の規模拡大が進み難く、零細規模の農家が大半を占める農業構造となっており、平成17年度の販売農家に占める経営規模面積1.0ha未満の農家数の割合は、平地農業地域で45.2%、中山間地域で64.6%となっている。

また、一戸当たりの経営耕地面積については、平成12年と平成17年の比較において、平地農業地域と中山間地域の格差は0.42haから0.47haに拡大している。

(2) 生産性

また、中山間地域の主要作目である米の生産性については、土地基盤整備及び機械・施設の整備等の効果によって、向上傾向が見られるが、耕作条件の不利性を反映して、10a当たり及び60kg当たりの生産費は、平成12年と平成17年の比較において、それぞれ約10%から12%、15%から18%へと平地との格差が拡大している。

(3) 耕作放棄の状況

中山間地域の耕作放棄地率は、平成12年と平成17年の比較において、11.2%から13.1%に増加している。

なお、平成7年から12年の増加分が3.5ポイントであるのに対し、平成12年から17年の増加分が1.9ポイントとなっており、増加率は逡減傾向にあるが、これは平成12年度に創設された本制度の効果もあるものと推察される。

3 高齢化の進行

中山間地域においては、総人口、農業従事者とも全国に比べてより高齢化が進んでおり、平成12年と平成17年の比較において、17.4%から19.4%に格差が拡大するとともに、中山間地域の農業従事者の高齢率は約4割となり、総人口の高齢化率の約2倍となっている。

中山間地域において顕在化している課題と対策の必要性

15

1 限界的集落の増加

【要旨】

(1) 過疎化・高齢化の進行による集落機能の低下を要因として、存続が困難な集落の問題が顕在化。平成2年からの10年間で約5千の集落が消滅し、さらに、今後消滅のおそれのある集落は、農林水産省の調査では中山間地域に1,250、国土交通省の調査では全国に2,640程度あると推計。

20

(2) このような集落においては、農地、山林などの地域資源管理の問題が深刻化。集落が消滅した場合、農地、森林の相当部分が放置されるなど農山村が有する国土保全、洪水防止等の機能が著しく衰退し、災害の頻度が高まるとともに、耕作放棄地の増大により、食料自給に悪影響を及ぼすなど、国民の生命・財産や豊かな暮らしが脅かされるおそれ。

25

このため、集落機能の低下により自力での集落の維持が困難な限界的集落に対する緊急的な支援が必要。

30

なお、ここで検討する限界的集落への支援は、当該集落に存在する農業生産資源の管理・保全を緊急的に実施することを意図したものであって、限界的集落そのものの維持・再生に向けての今後の対策については、本制度の他、各種の対策を総合的かつ一体的に実施していくことが必要。

35

(3) 検討会においては、必要性及び緊急性は適当とされたものの、加算措置の創設という本制度の拡充により限界的集落の支援を行うことについては、一部慎重な意見あり。

限界的集落の支援に当たっては、集落における住民の意思を尊重し、住民の合意に基づいて実施することが肝要であり、地域の慣習や伝統文化に根ざした相互扶助の精神を最大限に活用することが効果的であるとともに、支援を行う場合は、協定集落のインセンティブとなるよう支援水準について留意する必要。

40

45

(1) 農業集落の動向

平成12年における農業集落数は、約13万5千であり、農業集落としての機能を失った集落が、平成2年からの10年間で約5千存在すると思われる。

これは、過疎化・高齢化の進行による集落機能の低下が要因であると考えられ、5半数は中山間地域に存している。

平成17年に農林水産省が実施した「限界集落における集落機能の実態等に関する調査」(平成18年3月公表)によれば、「今後消滅する農業集落」は、約1,400と推計され、そのうち1,250程度が中山間地域に存しているとされている。

また、平成18年に国土交通省が実施した「国土形成計画のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19年8月公表)においても、「今後10年以内に消滅するおそれのある集落」及び「いずれ消滅するおそれのある集落」は、2,640程度存在するとされている。

また、農林業センサスにおける「販売農家の世帯員のうち65歳以上の占める割合が50%以上の農業集落(高齢化集落)が総集落数に占める割合」を見ると、平成12年と平成17年の比較において、全ての都道府県で増加しており、全国平均においても6.9%から11.8%に増加している。

中山間地域における高齢化の一層の進展が予想される中において、存続が困難な集落の問題は今後更に顕在化してくるものと考えられる。

なお、このように存続が困難な集落については、いわゆる「限界集落」あるいは「限界的集落」と称されているが、現時点において、行政上の明確な定義は確立されていない。

名称については、実際に呼ばれる集落の人々の心情も考慮し、別途検討することが必要であると考えるが、本報告においては、このような集落について「限界的集落」と統一的に表記した。

(2) 中山間地域等直接支払制度の非継続協定の状況

中山間地域等直接支払制度において、前期対策から現行対策に継続できなかった協定(以下「非継続協定」)については、その一番の理由として「高齢化の進行・担い手不足」(47%)を挙げるとともに、継続協定が存している農業集落に比較して高齢化率(36%/33%)が高い状況にある。

また、非継続協定については、継続協定に比較して、1協定当たりの平均協定参加者数(13.0人/21.7人)及び協定締結面積(5.0ha/11.4ha)が約2分の1と小規模となっている。

さらに、協定面積規模別に非継続協定の割合をみた場合、10ha以上が5%であるのに対し、2ha未満は32%となっており、小規模な協定ほど非継続となる割合が高い。

(3) 限界的集落支援の必要性及び緊急性

先に述べたとおり、「限界集落における集落機能の実態等に関する調査」(平成18年3月公表)においては、中山間地域の1,250程度の農業集落が今後消滅すると推計されている。

また、「国土形成計画のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19年8月公表)においても、2,640程度の集落が「今後10年以内に消滅するおそれのある集落」及び「いずれ消滅するおそれのある集落」とされている。

特に、後者によれば、平成18年4月時点の過疎地域市町村においては、耕作放棄の増大(63%)、森林の荒廃(49%)、獣害・病虫害(47%)、土砂災害(27%)などが多くの集落で発生しており、中山間地域の困難な現状が裏付けられている。

さらに、同調査における「消滅した集落の跡地の資源管理の状況」によれば、道路、水路、用排水路、河川などは市町村が、また、農林地、住宅、神社・仏閣などは元住民あるいは他集落が管理を継続しているケースもある一方で、農地の約5割、用排水路と森林の約4割が管理されずに放置されている状況が明らかになるなど、限界的集落の有する多面的機能の維持・保全が危機に瀕している現状が明らかとなっている。

このような現状を放置しておくと、農山村全体が有する国土保全、洪水防止等の機能が著しく低下し、土砂災害や洪水災害等が発生する頻度が高くなるとともに、耕作放棄地の増大により、食料の自給に悪影響を及ぼすなど、国民全体の生命、財産、豊かな暮らしが脅かされることになる。

よって、限界的集落に対しては、一刻も早く対策を講じる必要があるが、このような集落においては、自力での維持が極めて困難なことから、近隣集落、NPO等集落外の団体等との連携などによって早急に維持・活性化を図ることが重要である。

【参考】「国土形成計画(全国計画)に関する報告(素案)」(抜粋)(H19.4.6)

「中山間地域など従来からの集落を単位とした地縁型のコミュニティが道普請や冠婚葬祭等の地域活動の主要な役割を担ってきた地域においては、【中略】従来の地縁型コミュニティを中心として、近隣集落、事業者、NPO等の集落内外の多様な主体と連携を図りながら、新たな協働の仕組みを構築することを促すこととし、行政もこれを適切に支援する。」

なお、ここで検討する限界的集落への支援は、当該集落に存在する農業生産資源の管理・保全を緊急的に実施することを意図したものであって、限界的集落そのものの維持・再生に向けての今後の対策については、本制度の他、各種の対策を総合的かつ一体的に実施していくことが必要である。

(4) 限界的集落問題をめぐる各種の動向

政府の動向

内閣府においては、平成19年10月に構造改革特区や地域再生など地方の活性化にかかわりの深い4本部を統合して「地域活性化統合本部」を設置した。

また、経済財政諮問会議では、平成19年内に地域活性化プランを取りまとめるべく、統合本部と連携しつつ11月から本格審議を開始している。

さらに、農林水産省では、「みずほの国・防人応援隊」を派遣し、現地の農林漁業者を中心に関係者から意見を伺うなどして、11月に農山村活性化のための新たな戦略を取りまとめることとしている。

地方公共団体における取組

限界的集落が直面している危機的状況に対応するため、ここ数年、各地方公共団体が定住や都市農村交流への支援、地域交通システムの提供等を独自に実施している例が増加している。

(5) 支援のイメージ

農林水産省では、農道、水路、法面等の管理等の共同活動が後退し、農業生産活動等が困難になりつつある限界的集落等へ出向いて支援を行う中山間地域等直接支払制度の集落協定を支援することとしている。

また、その具体的イメージは、以下のとおりとしている。

項目	考え方	要件等のイメージ(例)
1. 支援対象 (1)対象集落	過疎化・高齢化の進展等により、集落内の共同活動(水路・農道等の管理等)をはじめとした農業生産活動等の実践が、当該集落だけでは困難な集落	集落戸数○戸未満、高齢化率×%以上 など
(2)対象農用地	支援対象集落の農用地 支援活動を行う集落協定等の対象農用地とは区別して設定	地域振興8法地域内の農振農用地 など
2. 対象活動	支援対象集落の維持に必要な農業生産資源の保全・管理活動	支援対象集落における農用地、農道、水路等の保全・管理 など
3. 交付金の算定	支援活動の対象となる農用地の面積を基礎に算定(使途に制限を設けない)	
4. 支援水準	支援活動に必要な経費、直接支払いの単価等を勘案し算定	地目別、傾斜別の単価設定 など
5. 活動主体	支援活動を行う集落協定等	
6. 対策期間	現行対策の期間(平成20～21年度)	
7. 返還措置等	加算分だけを交付停止または遡及返還	

(6) 主な意見

本検討会においては、

- 限界的集落への支援は、緊急な課題であり、何らかの形で早急を実施すべき
- 限界的集落全体をどう取り扱うかは、別途検討すべきだが、資源管理は待ったなしの課題である

等、限界的集落の支援の必要性及び緊急性については、適当であるとの意見が多かったものの、加算措置の創設という本制度の拡充により限界的集落の支援を行うことについては、一部慎重な意見もあった。

限界的集落の支援にあたっては、当該集落における住民の意思を尊重し、支援される側と支援する側双方の住民の合意に基づいて実施することが肝要であり、地域の慣習や伝統文化に根ざした相互扶助の精神を最大限に活用することが効果的であるとともに、協定集落のインセンティブとなるよう支援水準について留

意する必要がある。

2 耕作放棄地の増加

【要旨】

- (1) 耕作放棄地は、平成 17 年度現在で 38.6 万 ha が存在し、食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障となり、農業者のみならず国民全体の利益に影響を及ぼす状況。このため、「経済財政改革の基本方針 2007」では、5 年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すこととしているところ。
- (2) 中山間地域の耕作放棄の発生は、高齢化の進展や低い生産性などが主な要因であり、農林水産省の調査では、小規模な農用地ほど耕作放棄される傾向。
- (3) 中山間地域等直接支払制度において、1 ha 未満の小規模な農用地を対象とする場合は、「営農上の一体性」を有することが必要だが、小規模で高齢化が進行している集落では、「営農上の一体性」の要件をクリアすることが困難。この結果、集落協定を締結することができずに耕作放棄が発生しやすい状況。
- (4) 耕作放棄の発生を防止するための支援については、必要性及び緊急性並びに本制度を活用したスキームは適当。
「1 ha の団地要件」については、一定のまとまりを持った農地を維持することにより多面的機能を確保するとの本制度の根幹に係わるものであることから、維持することが適当であり、運用の改善により施策の効果を高める方向で検討すべき。

(1) 耕作放棄地をめぐる状況

耕作放棄地は、平成 17 年度現在で、経営耕地面積の約 10 % に相当する 38.6 万 ha が存在し、食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障となり、農業者のみならず国民全体の利益に影響を及ぼす状況となっている。

このため、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月)においては、農山漁村地域の活性化のため、5 年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すこととしているところであり、農林水産省では、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を緊急的かつ総合的に推進することとしている。

(2) 耕作放棄の発生の要因

耕作放棄の発生原因は様々であるが、中山間地域では、高齢化等により労働力が不足していること、平地と比べて生産性が低いことなどが要因となっている。

また、農林水産省が 1,242 筆の耕作放棄地を規模別に整理したところ、一筆当たりの面積が 20 a 未満のケースが約 8 割を占めており、小規模な農用地ほど耕作放棄される傾向がある。

(3) 中山間地域等直接支払制度の対象となる小規模農用地の基準

中山間地域等直接支払制度において、1 ha 未満の小規模な農用地を対象と

する場合は、「営農上の一体性」を満たす複数の小規模な農用地の合計面積が1ha以上となる必要がある。

「営農上の一体性」とは、一団の農用地を構成するすべての団地が、団地間で耕作者、受託者等が重複し、かつ、そのすべての耕作者、受託者等により共同作業が行われている場合、

同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合、団地間に水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合

のいずれかの条件を満たしている場合とされている。

(4) 「営農上の一体性」を有する一団の農用地の運用状況

平成18年度の実績によれば、集落協定を構成する「一団の農用地」約9万3千団地のうち、「営農上の一体性」の要件を適用しているものは、全体の53%の約4万9千団地となっている。

また、協定面積規模別では、5ha未満の協定集落では約1万8千団地のうち、約6割にあたる約1万1千団体が「営農上の一体性」の要件を適用しており、小規模な集落協定ほどこの要件を適用する割合が高くなっている。

しかし、小規模で高齢化が進行している集落では、「営農上の一体性」の要件をクリアすることが困難となり、集落協定を締結することができずに耕作放棄が発生しやすい状況となっている。

(5) 地方公共団体の要望

農林水産省が9月に行った調査によれば、一団の農用地に係る現状に対して、「営農上の一体性」の要件緩和(28%)や1haの面積要件の緩和(25%)などに対する要望が多い。

(6) 運用改善のイメージ

農林水産省では、中山間地域等直接支払制度における「営農上の一体性」の要件のうち、「団地間で耕作者、受託者等が重複し、かつ、そのすべての耕作者、受託者等による共同作業が行われている場合」を見直し、「営農連携」に拡大することとしている。

項目	営農連携のイメージ(例)
○ 共同作業(現行)	耕起、収穫、病害虫駆除 等
○ 生産性・収益性	資材の共同購入、販路拡大 等
○ 営農技術	新規作物導入・普及、土づくり 等
○ 担い手育成	技術指導、共同研修 等
○ 都市農村交流	観光農園、産地直売 等

(7) 主な意見

耕作放棄の発生を防止するための支援については、

- ・ この問題の有する状況に鑑み、本制度としても緊急に対応する必要がある
- ・ 小規模な農用地を「営農上の一体性」の団地要件で協定農用地とすることは、

耕作放棄の発生を防止する観点から効果的
等必要性及び緊急性並びに本制度を活用したスキームについて、これを適当とする
意見がほとんどであった。

「1haの団地要件」については、一定のまとまりを持った農地を維持することにより多面的機能を確保するとの本制度の根幹に係わるものであることから、
維持することが適当であり、運用の改善により施策の効果を高める方向で検討すべきである。

3 自然災害の頻発

【要旨】

- (1) 近年、豪雨や地震などの自然災害は、頻度が高まるとともに、降雨災害は局地的・時間集中的に変質。また、多い年では、年間約2,500haの農地が被災しており、特に、中山間地域における被害割合が増加する傾向。
- (2) 集落における日常的な話し合いやこれを通じたハザードマップの作成等地域ぐるみでの防災・減災への取組を強化することにより、防災・減災に対する意識を高めていくことが、災害に強い地域づくりを進める上で有効。
- (3) 必要性及び緊急性並びに本制度の拡充による対応については適当。

(1) 近年の発生状況

近年、豪雨や地震などの自然災害については、頻度が高まっており、特に、降雨災害については、局地的・時間集中的なものに変質している。

また、災害の多い年では、年間約2,500haの農地が被災している。

(2) 中山間地域の災害の状況

例えば、東北6県は、耕地面積のうち中山間地域の占める割合は約50%であるが、中山間地域の占める災害被害額は約70%と耕地面積割合に比べて災害被害面積の割合が高い。

さらに、近年は、中山間地域における被害割合が増加する傾向にある。

(3) 災害支援の必要性

防災・減災対策を着実に推進する観点から、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月)においては、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図ることとしているが、ハザードマップの作成率は、地震防災マップで5.5%、津波ハザードマップで12.8%となっており、一層の作成促進が必要である。

このため、集落における日常的な話し合いやこれを通じたハザードマップの作成等地域ぐるみでの防災・減災への取組を強化することにより、防災・減災に対する意識を高めていくことが、災害に強い地域づくりを進める上で有効である。

(4) 支援のイメージ

農林水産省では、災害指定地域等の危険地域に対し、農用地保全マップへの防

災強化に関する記述の追加、ほ場・農道・水路等の点検等災害の種類に応じ、これを未然に防止するための取組や防災意識の向上による減災のための取組を支援することとしている。

項目	考え方	要件等のイメージ(例)	5
1. 支援対象 (1)対象集落	○ 災害の危険性が特に高い地域に存する集落	○ 地すべり防止法等の指定地域内の協定集落 など	10
(2)対象農用地	○ 集落協定の支援の農用地		
2. 対象活動	○ 農用地、農業用施設等の被害を防止し、または、減少させるために必要な基礎的な活動	○ 農用地保全マップへの防災強化に関する記述の追加、農用地、農業用施設等の点検活動 など	15
3. 交付金の算定	○ 集落協定の対象農用地面積を基礎に算定（使途に制限を設けない）		20
4. 支援水準	○ 基礎的な防災・減災活動に必要な経費等を勘案し算定		
5. 活動主体	○ 集落協定等		25
6. 対策期間	○ 現行対策の期間(平成 20 ～ 21 年度)		
7. 返還措置等	○ 加算分だけを交付停止または遡及返還		30

(5) 主な意見

災害防止のための取組への支援については、

- ・ 特に、ここ数年、現場では自然災害が多く、早急に対策を打つ必要がある、
- ・ その際、本制度が、地元には十分定着していることを踏まえ、その拡充により 35

対応することは有効である

等、本支援の必要性及び緊急性並びに加算措置の創設という本制度の拡充による対応についてこれを適当とする意見がほとんどであった。

その場合は、中山間地域の多面的機能を確保するとの本制度の趣旨に沿った形で実施することを明確にすべきである。 40

まとめ

本検討会においては、今回の施策拡充の必要性及び緊急性並びに方向性について、 45
一部慎重な意見もあったが、おおむね適当との意見が出されたところである。

農林水産省においては、本制度が一定期間ごとに施策の効果を評価しつつ実施されていることを踏まえ、本制度の安定性や信頼性が揺らぐことのないよう十分に配慮しつつ、本制度の趣旨や基本的考え方に立ち、現下の中山間地域の厳しい状況に迅速かつ適切に対応することを期待するものである。 50